

## 第2回 蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会 会議概要

1 日 時 平成23年8月27日（土） 午後2：00～午後4：00

2 会 場 中央公民館1階 講座会議室

3 出席者 (敬称略)

委 員：齋藤友之、玉井基義、芳野昇、大森妃佐、鈴木兼浩、石崎甲夫

岡本和子、植田富美子、梶島絵真、小田切豊雄、岸幸弘、戸塚涉輔

事務局：関久徳（総務部次長兼政策企画室長）、伊藤浩一（市民生活部次長兼市民活動推進室長）、小谷野賢一（政策企画室室長補佐）、島田雅也（政策企画室主査）、慶野裕亮（政策企画室主査）

## 4 内 容

### 【開会】

### 【議題】

#### （1）条例骨子案への意見交換

会 長：本日は第2回目ということで、事前に送付された資料では状況を把握するのは大変だと思うので、事務局から資料の説明後、話し合いを進めて内容と理解を深めていきたい。先立って、前回の会議録についてだが、修正点はあるか確認願いたい。原則公開であるので、不都合があればこの場でご指摘いただきたい。

一 同：了承

事務局から、条例骨子案について説明

会 長：そもそも漠然として条例のイメージがしづらいと思うが、実際、我々市民等が条例制定に携わること自体が無く、今の時点で完璧なものを目指すのは難しい。特に質問が無ければ委員の皆様にとって何が不明点か自由に意見を言ってもらいたい。

委 員：条例のタイトルについては、「市民参画・協働を推進する条例」と既に決まっているのか。

事務局：具体的には未定である。

委 員：「まちづくり」という言葉が入ると分かり易い。平易な表現で内容が分かり易い条例名がよい。また、会議の進め方としては、前文、目的といったように議論を1つずつ進めた方が分かり易い。

会 長：庁内における部会の作業が追いつかないから、前文、目的といったように1つ1つ具体的な議論はまだ出来ないというのが実情であろう。

懇談会ということで、庁内で条例を作る視点だけでなく、多様な市民の意見を出来るだけ参考にしながら作るということが目的なので、懇談会の統一的な見解を

設定するというのではなく、委員の皆様には様々なアイデアを出していただきたい。

委員：蕨の実情は、高齢化が進み、都心に通う人等が共同住宅等に多く住む町であるので、そういう人たちも参画・協働してもらおう文言を前文に含めた方が良いのではないか。

会長：定義の部分で、通勤通学の人も、次世代を担う人も含めて「市民」として定義し、そのような人達にも参画・協働してもらいたいという想いがある。この条例は、役所任せではなく、市民が直接市政に参画することで、出来る限り市民本位のまちづくりを進めていこうとするものである。そこでは市民も積極的に参加しなければならないという前提がある。多種多様な市民の参加を促し、協働事業を円滑に進めるルール作りと、参画する権利の保障を条例に書ければ良いと思う。

委員：条例のタイトルは、蕨市の顔。私もタイトルの原案と条例案の一部を考えたので参考願いたい。

蕨には蕨宿があり中山道があって、それを契機に蕨市が作られてきた歴史的な流れがある。この流れをある程度入れていく必要がある。これをアピールしながら、今後の時代はこのように行ったらどうかということを入れていければ良いのではないか。また、目的の中で、「防災」ということについて、これだけ様々な災害が起きていることを踏まえると、謳っておかなくてはならないと思う。

会長：表現が分かりやすいのは重要である。「である調・ですます調」のどちらが良いのか未定であるが、現在は出来るだけ柔らかく書くのが主流になっている。文章は多くなるが親しみやすさはある。

会長：法律の中でも前文があるのは重要な基本法であり、その最も有名なものは憲法である。前文を入れることで、今回の市民参画・協働を推進する条例は市政そのものを進める上で最も重要なものの一つになると認識できる。

また、参画や協働は蕨の特徴ということであったが、他より優れている部分については強調していく必要がある。

委員：蕨市民公園を作る時、地域やコミュニティ組織の様々な意見を聞きながら作った経緯があり、昨年出来た「わらびりんご公園」も同様に市民が参画して作られた。コミュニティ組織がしっかりしているのが蕨市の特徴である。それを新住民が理解して参画しなければ今後の「まちづくり」は保てないと思う。

委員：昭和44年に蕨市民憲章、昭和49年にコミュニティ推進条例、昭和63年に蕨市まちづくり条例が作られ、そこでは市と市民が平等と謳っている。また、平成19年の市民参画・協働のまちづくり指針の中で「あなたが蕨にできること 蕨があなたにできること」というフレーズがある。住民の形態が変化してきている中でも、これらの歴史を踏まえ、市民の様々な意見を聴いて市政に反映させていくことは大切である。

会長：これまでの市政の中で、参画を重視してきた歴史は分かった。これからの蕨の将来を考えたときに、市民「等」の表現方法、主体の捉え方が変化している。

事務局：昭和63年に制定されたまちづくり条例では、右肩上がりの時代背景の中で、住民等の参加によるまちづくりを推進し、安全でうるおいのある良好な環境を形成するため、まちづくりについて必要な事項や都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続等を定めている。また、「市民」の捉え方は、単に市民だけではなく、地主や事業者も含めて「住民等」と定義している。

会長：「市民」という言葉は今日一般化している。高学歴化が進むことで、当然住民が市政に対し声を上げるようになり、参画していく上で自己決定・自己責任を遂げる

人、そのような人物が望ましいということになり、それを「市民」という一括りにするようになった。

会 長：前文については、多々意見があったが、目的についてはどうか。

副会長：蕨市は以前と比べ、集合住宅が増えている。町の行事に参加しない人が増え、町会活動も落ち込んでいる。そのような人のことを考えて参画・協働に誘い込むよう考えたらいかがか。

会 長：これは全国的な問題で、集合住宅の中には町会、自治会の活動を嫌って入居する人もいる。これによって、人目が無いため治安が悪くなり、結果として建物の評価価値が下がる。地域社会をより安全で住みやすい状況にするには集合住宅の扱いをどうするかが都市的な地域の悩みである。

金沢市は 15 世帯以上の集合住宅の場合は集会場を作り、御輿の補助を行う事で地域社会の融和を盛んにする仕組みを作っている。県内でも集合住宅に町内会、NPO を作って住民活動を盛んにするにはどうしたらよいかと政策提言をしているところである。

会 長：他に目的について意見や質問はあるか。

委 員：若い世代全体に言える事だと思うが、条例等が作られる時に若者は置き去りにされている感じがする。条例を作るだけではなく、若い世代にとっても分かり易く、前文や目的だけでなく全体的にそのような構成・ルール作りが望ましい。

会 長：参画・協働とはいっても具体例が無いと分かりづらく、リアリティがある表現をとる必要がある。若い人たちが、自分たちの行動が実は公共的な活動で、こういったルールがあるから出来たと感じる可能性は十分にあるだろう。

委 員：地域活動は自分にとって何かしらのメリット・利益を享受できなければ参加しづらいのではないか。例えば、子どもが出来て初めて、児童会や町会の有難さが分かる。参加すると、どのようなメリットがあるのかということが、目的に示されると良いと思う。

会 長：目的において、最後は「市民主体の活力あるまちづくりに資する」という究極の目的はあるが、達成されたか確認し難い。ここで目的を考える時、本質的な目的は、蕨に住んだ人たちは誰であれ、通勤、通学、利用者等であれ、参画する権利を持っており、協働できるということ。参画と協働は市民の権利であり、それを保障するのが筋である。達成を確認し難いが、まちづくりに資することを目的とするか、参画・協働の権利の確保を目的とするかということになる。

委 員：前文のような分かり易い表現で目的を入れた方が良いと感じる。多くの人は通勤や通学の立地的条件が良いから住むのであり、長く住み、初めて蕨市や地域について興味を抱き、コミュニティとは何かと知るようになっていく。長く住み、地域や市の施策について考えたとき、参画や協働に入り易く、分かり易い条例にしなければならないと思う。

委 員：基本理念の中で蕨の特色を出したい。他市との差や特長を活かし、それによって条例に対する親しみが湧く。

会 長：市民本位の活力あるまちづくりのために参画と協働の権利の確保を目的とすることがシンプルであり、最も筋が通っているのではないか。

定義のところでは、「市民」について、市内で在住・在勤・在学する団体等とかなり広く捉えており、その他の団体とは、法人格が無い団体を指すので全ての任意団体も含むということになる。

委 員：校長先生の OB 等の教育専門家を呼んで、アドバイスをしてもらい、それを定義の中に取り入れられないか。

- 会 長：事務局が用意した奈良市の資料の中で、定義に「学校」を盛り込んでいるが、こうしたものを教育専門家の意見を聞き、取り入れるのはどうかということか。
- 委 員：市民参画や協働の定義については、ある面ではオーソライズされている。様々な文献を見てもそうであるし、他市の条例を見てもそうであり、これ以上の表現は無いと思う。先程の教育専門家の話は、こういった会議の場などで、より多くの人たちの意見を聞く機会があれば良いのでは、という理解をしたが、そういうことで良いか。
- 会 長：懇談会に経験者を入れたらどうかということであるが、既に委員は確定しており、採り得る方法としては、参考人として外部や他の自治体の担当者と呼び勉強会をやるイメージだろうか。
- 事務局：そこまでは想定していないが、懇談会の中では、専門家という意味で会長にお願いしている。
- 会 長：定義については、蕨の特徴を出す為にあえて入れた方がいいものがあるのではないか。コミュニティや町会をあえて入れる工夫があっても良い。それは力を入れるところ、これからも将来にわたり明らかにしておくものであり、町会やコミュニティを定義に入れてもいいのではないか。
- 副会長：蕨市は、学校と地域の交流は盛んなので、それを条例に入れるのもいいと思う。
- 委 員：錦町では、わらびりんごや田んぼをアピールしているが、蕨市の活性化には七夕祭り（機まつり）が欠かせないと思う。今でこそ下火ではあるが、七夕祭りを盛り上げなくてははいけない。
- 委 員：定義は、条文書の作成が進む中で、その都度増えるということか。
- 会 長：定義については、ある程度条文が固まらないと、確定しないということになる。ただ参画・協働については予め無いと話にならない。
- 委 員：7 ページの市民の役割（責務・権利）という表現があるが、これは3 つ全て入れるということではなく、1 つにするということか。権利であれば市民自ら積極的に参加する印象だが、役割とすると、市が市民に対して「あなたはこうなさい、これは市民がやることですよ」というように言っている感じがする。
- 会 長：日常的には役割という表現が分かり易いと思うが、文言は統一した方が良い。
- 委 員：前文で、歴史的背景を載せるのは重要だが、新住民にとっては、歴史的な背景を載せる事で、逆に入り込み難いということもあるのではないだろうか。例えば、蕨市は成年式発祥の地であることも、場合によっては重く感じる人も多いはず。歴史的背景を載せるなどというのではなくて、別に載せるなどの工夫をする必要があるのではないか。
- 会 長：前文は、全体で10～15 行程度なので、歴史を書いたとしても数行程度である。蕨市にはもともと参画・協働の素地がある土地柄だということが分かる程度だが、確かに敷居が高く入り込み難いと感じる人もいるかもしれない。
- 委 員：市民の役割について、市民が参加出来る権利をもっているというのではなく、市民がこの条例に基づいて市政を変えていける権利をもっているとした方が良い。積極的に入っていけるし、そのような気持ちになるのではないか。
- 会 長：権利の話については、定義の部分での市民参画の項目を見ていただくと、意見を言うことも会議に参加する事も全てが参画であり、広い意味で捉えている。言葉の問題になるが、「参加」というフレーズを「参画」にすると委員が言われた問題が解消する。
- 委 員：この懇談会は、あくまで懇談会であり、単純に参加をしているのか、それとも市政に参画をしているのか分からない。あくまで懇談会だという印象を持っている

ので、どのような意見を申し上げて、それがどう反映されて最後はどうかが見えない。

会 長：懇談会とはいえ、意見が条文にどのように組み込まれたか、また意見がどうして反映されないかは事務局から説明があるので、これは当然参画ということになる。行政の意思決定の中に我々の考えが反映される。

委 員：この懇談会の情報が、ホームページのみの公開では興味のある人しか観ないと思う。不特定多数の多くの人に知ってもらうことが必要。条例を作ることが目的ではなく、機能させて、多くの人に参加意識を持っていただきたい。

事務局：多くの人に知ってもらう事は重要であると思うので、条例案が具体的になる前、ある程度まとまった段階で、中間報告会を設け、様々な人に参加していただき、報告していきたいと考えている。

委 員：条例の文言に「子どもたち」というフレーズを入れることで、子育て世代がより参加しやすくなる条例になるのではないかと。

委 員：狛江市の条例の中で、満 20 歳未満の青少年及び子どもについても市民参加の権利を有するとしているが、実際には市民というと彼らも含まれているので、その一文があることによってそれを示すというのは良いことだと思う。また、目的において「防災」を入れた方が良いという意見があったが、それについては同感である。

委 員：事務局への要望になるが、市民参画・協働のまちづくり指針の中で、現状と課題と取り組み方針が書かれている。その現状はどうなっているのか知らないとなりに進めないのではないかと。

会 長：市民参画・協働のまちづくり指針の実施状況表は前回資料で頂いているが、何か補足的に、より議論がし易くなるもの、推進状況など議論が進めやすいものがあれば、事務局から委員に配付していただきたい。あればということで結構だが。また、先ほどの狛江市の条例における「青少年及び子ども」の件についてだが、年齢を区切る場合は慎重にした方が良いと思う。何故その年齢で区切るのかということが問われる可能性があるかもしれない。この場合は、単純に青少年や子どもと示した方が良いだろう。

会 長：本日はこれで終了となるが、気づいた点があれば適宜事務局に質問していただきたい。次回は、特に参画と協働を実現するためにどのような項目があればよいか、そこを中心に議論を進めたい。

## (2) 次回会議の開催日程について

次回については、平成23年9月17日(土)午後6時から開催と決定。